

**税金**

1月1日現在の固定資産の所有者に課税されます  
**固定資産税についてお知らせします**

問い合わせ 税務課 木村 ☎(23) 0035

**固定資産税とは**

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税される地方税です。固定資産税は、年の途中の売買や相続などにより所有権が移転した場合でも、その年度分は1月1日現在の所有者に課税されます。

課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）と同じになります。ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の算定額となります。

**納税義務者**

固定資産税を納めていただく人は、原則として固定資産の所有者となります。

**税額の算出方法**

固定資産税の税額は「課税標準額×税率」により算出されます。

**税率と課税標準額について**

本市における固定資産税の税率は1・4%です。

**評価の方法**

総務大臣が定めた基準に基づいて評価を行っています。

**「土地」**

地価公示価格や不動産鑑定評価価格を基に、宅地や農地、山林や原野、雑種地など地目別に定められた評価方法により行います。

**「家屋」**

完成した家屋の構造材や外装内装などに評価を付ける家屋調査に基づいて算出した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。

**「償却資産」**

資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。



**相談**

一人で悩まず相談してください  
**海産物の電話勧誘トラブルに注意してください**

問い合わせ 市民相談センター 杉山 ☎(23) 0088

カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、電話勧誘販売や送り付けのトラブルが増加する可能性があります。そのため、特に注意してください。



**相談事例**

【事例1】自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったが、海産物が送られて来て、代引きで受け取った。強引に送られてきた物なので返金してほしい。（90歳代）

いと感じたらきっぱりと断りましょう。  
 ▼電話のナンバードイスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一つの手です。  
 ▼断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。  
 ▼電話勧誘販売の場合は、書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ（特定商取引法）で契約の解除ができます。



【事例2】海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない」としつつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後、どんな物が来るか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡が取れない。（60歳代）

**アドバイス**

▼電話で海産物の購入をしつこく迫られた場合、少しでもおかしく

困った時は、一人で悩まず市民相談センター（消費生活センター）へ早めに相談しましょう。相談員が解決方法を一緒に考えます。  
 ▼消費者ホットライン「188」番最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センターなどを案内する全国共通の3桁の電話番号です。



**募集**

本市は、令和7年10月11日に市制施行20周年を迎えます  
**市制施行20周年記念の「ロゴマーク」を募集します**

問い合わせ 秘書広報課 横山 ☎(23) 0040

令和7年度は「市制施行20周年記念事業」の実施期間として、さまざまな記念事業を実施します。

市民一人ひとりがひとつとなり、20周年の記念をお祝いする機運を醸成し、記念事業を市内外へ広く発信するためのシンボルとなる「ロゴマーク」を募集します。

ロゴマークは、各種印刷物や市ホームページ、関連グッズなどに使用する予定です。

応募の際は、市ホームページや募集要項を必ずご確認くださいませますようお願いいたします。



ホームページ

**応募資格、点数**

どなたでも、1人1点まで  
 ※18歳未満の方が応募される場合は、親権者の同意を得たうえでご応募ください。

**応募要件**

本市の公式スローガン「RIDE ON MAKINOHARA」を参考に、本市をイメージしたデザインで、親しみやすくさわやかな雰囲気、市制施行20周年を記念したロゴマークであることがわかることなど

▼最優秀作品（1点）賞金3万円  
 ▼優秀作品（2点）市特産品詰め合わせ

**発表時期**

令和7年2月（予定）

**応募方法**

所定の応募用紙に必要事項を記入し、次の方法で応募する。  
 「インターネットなど」  
 市ホームページに記載されている応募フォームまたは電子メールアドレスに応募する。

**「窓口への持参」**

▼秘書広報課（榛原庁舎5階）▼  
 ▼市民課 ①番窓口（相良庁舎1階）▼  
 【郵送】（12月25日迄の消印有効）  
 〒421-0495

牧之原市静波447番地1

牧之原市役所 秘書広報課

※窓口、郵送の場合、作品を折り曲げないよう留意し、封筒表面に「牧之原市制20周年記念事業

ロゴマーク応募書類在中」と明記

口「ロゴマーク応募書類在中」と明記

※応募用紙は、市ホームページ、または市内公共施設など（両庁舎、さざんか、い〜ら、榛原文化センター、市立図書館・市多目的体育館）に配架しています。

目的の体育館）に配架しています。

目的の体育館）に配架しています。

目的の体育館）に配架しています。

目的の体育館）に配架しています。

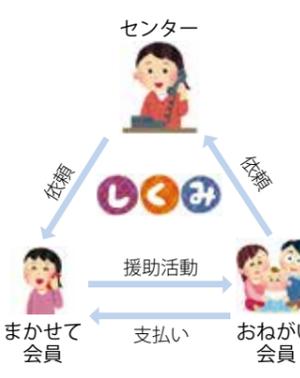
目的の体育館）に配架しています。

**子育て**

地域で地域の子育てを支え合う  
**ファミリー・サポート・センター**

問い合わせ 子ども子育て課 子育て支援係 ☎(23) 0071

ファミリー・サポート・センター（通称ファミサポ）は、子育て中の家族が安心して働き、育児することができるよう、あらかじめ登録した地域の会員同士が活動するネットワークです。



「おねがい会員」[援助を頼みたい]  
 市内に住所がある人で、0歳（おむね生後4カ月）から小学校6年生までの子どもの保護者が利用できます。

※入会金や年会費、保険加入の負担金なし。利用料は600円から。児童扶養手当などを受給している人には助成あり。

「まかせて会員」[援助を行いたい]  
 市内および近隣市町に住む20歳以上の人で、育児の援助をする会員です。地域や子育て支援に理解と熱意のある人であれば、資格は問いません。会員登録後に「まか

せて会員研修」（計10時間程度）を受講するため、安心して活動に参加できます。

**両方会員**

おねがい・まかせて会員の両方に登録する会員  
**活動内容**  
 ▼保育施設・学校が休みの時や急な仕事・学校行事への参加・通院・冠婚葬祭などで保護者が外出した際の託児▼児童クラブや習い事の送迎 など

**<まかせて会員研修 日程表> ★研修会場：さざんか**

① 1月31日 日 午前	子どもとの関わり方のヒント&色で遊ぶ
② 2月7日 日 午前	子どもの栄養と食生活・調乳実習、起こりやすい事故と予防
③ 2月13日 日 午前	まかせて会員・両方会員交流会
④ 2月21日 日 午前	救急講習（心肺蘇生法、AEDの使い方、気道異物除去法、通報の仕方）
⑤ 2月28日 日 午前	楽しい！ふれあい遊びと製作
⑥ 3月14日 日 午前	まきのはら子育て施設めぐり

\*講師の都合などにより内容が変更になる場合があります。研修時間などの詳細は、市ファミリー・サポート・センター（☎0077）にお問い合わせください。